



# 宮崎県公報

令和8年1月29日(木曜日) 第683号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料込) 1年 64,800円

## 目次

### 告示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更(2件) ..... (福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更(3件) ..... (〃) 1
- 救急病院の認定(6件) ..... (医療政策課) 2
- 宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第5条の

頁

- 規定に基づき知事が定める数 ..... (国民健康保険課) 3
  - 公衆浴場入浴料金の統制額の指定 ..... (衛生管理課) 3
  - 保安林の指定(3件) ..... (自然環境課) 3
  - 保安林の指定解除 ..... (〃) 4
  - 保安林の指定施業要件の変更予定 ..... (〃) 4
  - 道路の区域の変更(2件) ..... (道路保全課) 4
  - 道路の供用の開始 ..... (〃) 5
- 雑報**
- 令和7年度行政書士試験の合格者について ..... 5
- 正誤**
- 令和8年1月8日付け県公報(第677号)中 ..... 5

## 告示

### 宮崎県告示第59号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名称	所在地
訪問看護ステーションのひかり	延岡市塩浜町3丁目1795番地1

#### 2 届出事項

指定医療機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
延岡市浜町408番地28浜アネックス102号	延岡市塩浜町3丁目1795番地1	令和6年7月15日

### 宮崎県告示第60号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名称	所在地
訪問看護ステーションのひかり	延岡市塩浜町2丁目2894-1

#### 2 届出事項

指定医療機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
延岡市無鹿町1-2233	延岡市塩浜町2丁目2894-1	令和8年1月21日

### 宮崎県告示第61号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
株式会社陽のひかり	延岡市塩浜町3丁目1795番地1	訪問看護ステーションのひかり	延岡市塩浜町3丁目1795番地1

## 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
延岡市浜町 408番地28 浜アネックス 102号	延岡市塩浜町3丁目1795番地1	令和6年7月15日

## 宮崎県告示第62号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
株式会社 ニチイ 学館	東京都千代田区神 田駿河台四丁目6 番地	ニチイケ アセンタ 一日向	日向市向江町1丁 目30番地1 愛ビ ル1階D号室

## 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
日向市原町4丁目1番16号	日向市向江町1丁目30番地1 愛ビル1階D号室	令和7年12月20日

## 宮崎県告示第63号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
株式会社 あいの環	延岡市伊形町4735 -3	訪問看護 ステーション あい	延岡市稻葉崎町2 丁目2894-1

## 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
延岡市無鹿町1-2233	延岡市稻葉崎町2丁目28 94-1	令和8年1月21日

## 宮崎県告示第64号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人社団仁和会 竹内病院	宮崎市霧島2丁目 260番地

## 2 救急病院の認定の有効期間

令和8年2月1日から令和11年1月31日まで

## 宮崎県告示第65号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
独立行政法人地域医療 機能推進機構 宮崎江 南病院	宮崎市大坪西1丁目2番1号

## 2 救急病院の認定の有効期間

令和8年2月1日から令和11年1月31日まで

## 宮崎県告示第66号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院 機構都城医療センター	都城市祝吉町5033番地1

## 2 救急病院の認定の有効期間

令和8年2月1日から令和11年1月31日まで

## 宮崎県告示第67号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
一般社団法人藤元メディカルシステム藤元総合病院	都城市早鈴町17街区1号

## 2 救急病院の認定の有効期間

令和8年2月1日から令和11年1月31日まで

## 宮崎県告示第68号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
県立延岡病院	延岡市新小路2丁目1番10

## 2 救急病院の認定の有効期間

令和8年2月1日から令和11年1月31日まで

## 宮崎県告示第69号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
椎葉村国民健康保険病院	宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1747番地5

## 2 救急病院の認定の有効期間

令和8年2月1日から令和11年1月31日まで

## 宮崎県告示第70号

宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年宮崎県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、令和8年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第5条の規定に基づき知事が定める数（令和7年宮崎県告示第40号）は、令和8年3月31日限り、廃止する。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

条例第5条の知事が定める数は、0.5とする。

## 宮崎県告示第71号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和8年4月1日から施行する。

なお、公衆浴場入浴料金の統制額の指定（平成20年宮崎県告示第61号）は廃止する。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 公衆浴場入浴料金の額

入浴料金		
大人（12歳以上の者）	中人（6歳以上12歳未満の者）	小人（6歳未満の者）
450円	160円	90円

## 宮崎県告示第72号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林の所在場所 日南市大字東弁分字舞台ヶ迫乙2408（次の図に示す部分に限る。）、乙2406-1、乙2406-2、乙2409-2、乙2409-3、乙2410、乙2411-1、乙2411-2、乙2411-4
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

宇舞台ヶ迫乙2406-2（次の図に示す部分に限る。）、乙2408、乙2409-2・乙2409-3・乙2411-1・乙2411-2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第73号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字小向1887-1、1887-5
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字小向1887-1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第74号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字マタエ4331-1 (次の図に示す部分に限る。)、4331-2、4343、4344-1、字日ノ平4570-1、字丸尾4596-1
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
 

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第75号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定解除をする。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字小向エ8795-3・8840-5・8843-1・8843-3 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養 <sup>かん</sup>
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第76号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村 (次のとおりとする。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
 

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 宮崎市 (次のとおりとする。)
- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
 

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県中部農林振興局及び東臼杵農林振興局並びに宮崎市役所及び椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第77号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年1月29日から同年2月12日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	446号	日向市東郷町山陰字長迫己1303番	旧	20.7~25.1	5.7
			1地先から同市同町山陰同字己1303番1地先まで	新	17.1~19.9	5.7

## 宮崎県告示第78号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年1月29日から同年2月12日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

## 宮崎県公報

令和8年1月29日(木曜日) 第683号

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
225	県道	八重原延岡線	東臼杵郡門川町大字川内字阿仙原2149番3地先から同郡同町同大字同字2184番1地先まで	旧	4.2~10.0	528.8
				新	7.5~24.7	531.0

## 宮崎県告示第79号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年1月29日から同年2月12日まで宮崎県国土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	446号	日向市東郷町山陰字長迫己1303番1地先から同市同町山陰同字己1303番1地先まで	令和8年1月29日

## 雑報

## 主

令和7年度行政書士試験の合格者について

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された令和7年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

令和8年1月29日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 望月達史

8910012	8910021	8910022	8910023	8910027	8910039
8910047	8910052	8910054	8910092	8910093	8910099
8910115	8910119	8910133	8910134	8910140	8910153
8910174	8910183	8910193	8910201	8910204	8910208
8910212	8910292	8910298	8910314		

以上28名

## 正

## 誤

令和8年1月8日付け県公報(第677号)中

項	段	行	誤	正
4	左	39 ~ 41	ア 次の森林について は、主伐は択伐によ る。 小林市(国有林。 次の図に示す部分に 限る。) イ その他の森林につ いては、主伐に係る 伐採種は定めない。	ア 主伐に係る伐採種 は、定めない。
4	左	42	ウ 主伐として伐採を	イ 主伐として伐採を
4	左	45	エ 間伐に係る森林は	ウ 間伐に係る森林は

